

放送法遵守義務確認等請求事件

NHKは放送法を守る義務がある

併合集団訴訟(原告 126 名)第 18 回口頭弁論 原告本人尋問

2020年2月27日(木)10時30分～12時00分
奈良地方裁判所大法廷（傍聴席 70+原告席 10）

原告本人	尋問時間	尋問内容	居住地
宮内正蔵	10時30分～10時45分	選挙報道	生駒市
木村宥子	10時45分～11時00分	大嘗祭（皇位継承儀式）報道	奈良市
高桑次郎	11時00分～11時10分	かんぽ生命不正報道	河合町
平川邦昭	11時10分～11時20分	最近の日韓関係報道	奈良市
齋藤紀彦	11時20分～11時30分	あいちトリエンナーレ2019報道	広陵町

放送法第4条

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 二 政治的に公平であること
- 三 報道は事実を曲げないですること
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

連絡先

NHK問題を考える奈良の会
共同代表 佐藤真理（弁護士）
池田順作

〒630-8213

奈良市登大路町5 修徳ビル5F
世話人 齋藤紀彦
(090-5675-5049)

原告本人尋問5名が実現 裁判官が原告の訴えを真摯に聴こうとしていると推察される

最近のNHKニュース報道のアベチャンネルぶりを陳述（上の表参照）

最終弁論（4月頃）前の最後の口頭弁論

傍聴席を満席にして、裁判にかける視聴者・原告の意気込みをアピールしましょう！